

## 第108回

# 定時株主総会招集ご通知

### 開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

### 開催会場

仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号  
当社3階大ホール

- ・株主総会ご出席のみなさまへのお土産のご用意は  
ございませんので、あらかじめご了承くださいませ  
ますようお願い申し上げます。
- ・株主総会における新型コロナウイルス感染防止への  
対応について、今後の状況変化に応じて内容を  
更新する場合がございます。適宜当社ホームペー  
ジ (<http://www.yurtec.co.jp/>) に掲載させて  
いただきますので、ご確認をお願い申しあげま  
す。

## 株式会社 ユアテック

(証券コード：1934)

### 目次

■ 第108回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）11名選任の 件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名 選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬額 設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の 報酬額設定の件	
第7号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈 の件	
第8号議案 取締役の退職慰労金制度廃止 に伴う打ち切り支給の件	
第9号議案 取締役（監査等委員である 取締役および社外取締役を 除く。）に対する譲渡制限付 株式付与のための報酬決定 の件	
■ 添付書類	
事業報告	40
連結計算書類	58
計算書類	60
監査報告書	62

(証券コード：1934)

2022年6月2日

株 主 各 位

仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号

**株式会社ユアテック**

取締役会長 佐 竹 勤

## 第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、**郵送またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、本総会当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。**また、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧いただき、**2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

---

### インターネットによる開示について

- 次の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.yurtec.co.jp/>) に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項および当該体制の運用状況」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」これらの事項は、本招集ご通知の添付書類とともに、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際しての監査対象となっております。
  - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.yurtec.co.jp/>) に、修正内容を掲載させていただきます。
-

## 記

1. 日 時	2022年6月24日（金曜日） 午前10時（開場午前9時）
2. 場 所	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号 当社3階大ホール
3. 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件</li> <li>第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</li> <li>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件</li> <li>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件</li> <li>第7号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈の件</li> <li>第8号議案 取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件</li> <li>第9号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件</li> </ol>
4. 招集にあたってのその他決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>議決権行使書の郵送による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。</li> <li>インターネット等により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。</li> </ol>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、株主のみなさまの安全確保および適切な感染防止策を講じたうえで、開催いたします。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時** 2022年6月24日（金曜日）午前10時

## 株主総会にご出席されない場合



### ■ 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限**

2022年6月23日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



### ■ インターネット等

同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、行使期限までに、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限**

2022年6月23日（木曜日）  
午後5時30分受付分まで

詳細は次頁をご参照ください。➡

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について

株式会社「IC」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

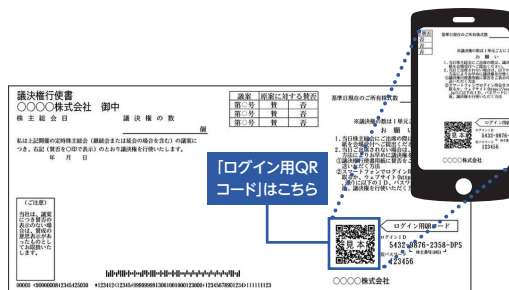
インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによって実施可能です。

### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要で議決権行使サイトにログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

二回目以降のログインの際は  
下記のご案内に従ってログインしてください。



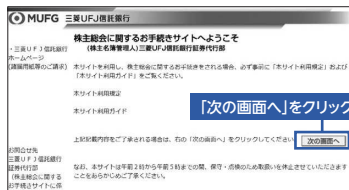
議決権行使書副票(右側)

### ログインID・仮パスワードを 入力する方法

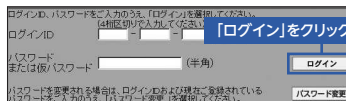
議決権行使サイト : <https://evote.tr.mufg.jp/>

#### 議決権行使サイトのご利用方法

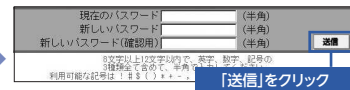
#### ① 議決権行使サイトにアクセスする



#### ② お手元の議決権行使書用紙の 右下に記載された「ログインID」 および「仮パスワード」を入力



#### ③ 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」の 両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

#### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2022年6月23日(木曜日))の午後5時30分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

#### システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

# 当社定時株主総会における 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

## 株主のみなさまへのお願い

- 感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願いいたします。
- 議決権行使は、郵送またはインターネット等による事前行使をお願いいたします。
- ご出席される場合は、健康状態に十分ご留意いただき、当日はマスクをご着用ください。
- 会場に設置する手指消毒用のアルコール消毒液の使用にご協力ください。
- 咳エチケットの徹底等、周囲の株主さまへご配慮ください。

## 当社の対応について

- 本社1階ロビーにおける接触感染のリスクを減らすため、**お土産のご用意はございません**ので、あらかじめご了承ください。
- **受付にて検温させていただき発熱があると認められる方、咳など体調不良とお見受けした方、感染予防にご協力いただけない方は、入場をお断りする場合がございます。**
- 会場内数か所にアルコール消毒液を設置いたします。
- 隣席との間隔を相当程度確保するため、株主総会会場の収容人数を大幅に縮小いたします。
- 本総会に出席する役員および運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応および株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.yurtec.co.jp/>) にてお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営上重要な施策として位置付けており、将来に向けた事業展開・成長のための内部留保とのバランスを考慮し、業績に応じ連結配当性向30%を目安に、1株当たり年間配当金24円を下回らない配当を行うことを基本方針とする配当方針に変更いたしました。(2021年12月14日開催の取締役会決議)

上記方針に基づき、当期の期末配当等につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金 銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金18円  
総 額 1,287,222,516円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

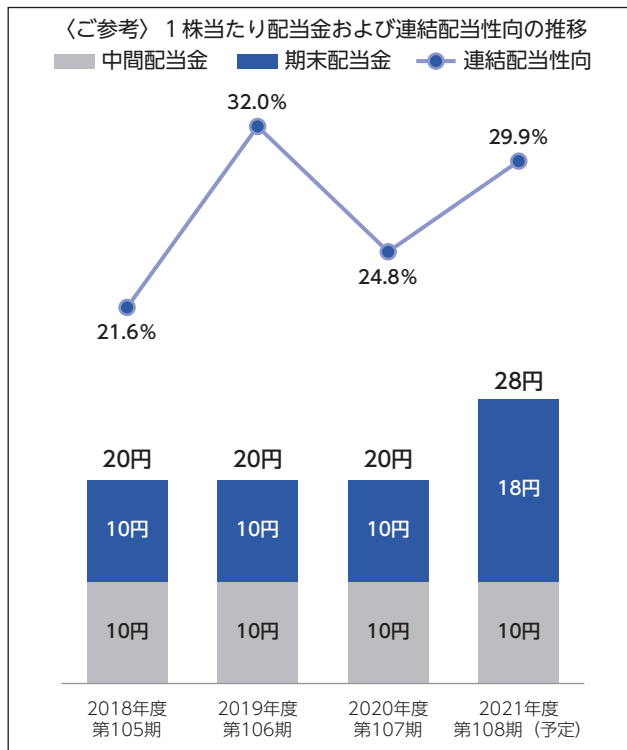
#### 2. 別途積立金の積立に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,200,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,200,000,000円





## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能強化ならびに意思決定の迅速化をはかり、より一層のコーポレートガバナンスの充実を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第15条(電子提供措置等)を新設するとともに、不要となる現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除を行います。なお、当該規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。(ただし、上記1.(2)に係る規定の新設・削除の効力が発生する時期については、変更案附則第2条の定めによるものいたします。)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 電気、通信、土木および建築工事	1. 電気、通信、土木および建築工事
2. 空気調和、冷暖房、衛生、水道およびその他管工事	2. 空気調和、冷暖房、衛生、水道およびその他管工事
3. 発電および電気の供給に関する事業	3. 発電および電気の供給に関する事業
4. 測水および地質調査	4. 測水および地質調査



現 行 定 款	変 更 案
<p>5. 自動車、事務用機器、電気通信機器、発電機器および建設用機械器具の購入、賃貸ならびに販売</p> <p>6. 前各号に関連する調査、企画、測量、設計、保守、監理、エンジニアリングおよびコンサルティング業務</p> <p>7. 貨物運送業</p> <p>8. 産業廃棄物の処理ならびに加工、販売</p> <p>9. 清涼飲料水の製造および販売</p> <p>10. 電気機械器具および材料の購入ならびに販売</p> <p>11. 土地、建物の賃貸、販売および管理</p> <p>12. 警備業務</p> <p>13. 労働者派遣事業</p> <p>14. 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>(5) 自動車、事務用機器、電気通信機器、発電機器および建設用機械器具の購入、賃貸ならびに販売</p> <p>(6) 前各号に関連する調査、企画、測量、設計、保守、監理、エンジニアリングおよびコンサルティング業務</p> <p>(7) 貨物運送業</p> <p>(8) 産業廃棄物の処理ならびに加工、販売</p> <p>(9) 清涼飲料水の製造および販売</p> <p>(10) 電気機械器具および材料の購入ならびに販売</p> <p>(11) 土地、建物の賃貸、販売および管理</p> <p>(12) 警備業務</p> <p>(13) 労働者派遣事業</p> <p>(14) 前各号に附帯する一切の事業</p>
<p>第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p>
<p>第5条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p>	<p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p>
<p>第10条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<b>第3章 株 主 総 会</b>	<b>第3章 株 主 総 会</b>
第13条 (条文省略)	第14条 (現行どおり)
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等)
<p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役および監査役の報酬等)</p> <p>第19条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定め、その分配は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定め、その分配は、監査役の協議をもって定める。</u></p>	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第20条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>2. <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の分配は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の報酬等の分配は、監査等委員である取締役の協議をもって定める。</u></p>
<b>第4章 取締役および取締役会</b>	<b>第4章 取締役および取締役会</b>
(取締役会の設置)	(削 除)
第20条 当社は、 <u>取締役会を置く。</u>	
(員 数)	(員 数)
第21条 当社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u>	第21条 当社の取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>12名以内とする。</u>
(新 設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の構成および招集)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、<u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議事項)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の構成および招集)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、<u>取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議事項および重要な業務執行の委任)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)  第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)  第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)  第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)  第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)  第30条 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、会長、社長各1名を置くことができる。</p> <p>3. 会長を置いた場合には、第13条、第15条、第24条および第25条中「社長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)  第30条 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、会長、社長各1名を置くことができる。</p> <p>3. 会長を置いた場合には、第14条、第16条、第24条および第25条中「社長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。</p>
<p>第31条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第34条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)  第35条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p>(員 数)  第36条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p>(選 任)  第37条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の構成および招集)</p> <p>第39条 監査役会は、監査役をもって構成する。</p> <p>2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第41条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第42条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第43条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>(監査等委員会の構成および招集)  <u>第35条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</u>  2. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)  <u>第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)  <u>第37条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(常勤監査等委員)  <u>第38条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)  <u>第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>(会計監査人の設置)  <u>第45条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>第46条～第47条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)  <u>第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>(削 除)</p> <p>第40条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)  <u>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計 算	第7章 計 算
第49条～第52条 (条文省略)	第43条～第46条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当社は、第108回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。
	2. 第108回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第44条第2項の定めるところによる。
(新 設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	第2条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
	3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役全員（11名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、独立性・客観性を確保する観点から、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議しております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者の属性	現在の当社における役職等	取締役会出席状況
1	佐竹 勤 <small>さ たけ つとむ</small>	再任	取締役会長	10回中10回 (100%)
2	太田 良治 <small>おお た よしはる</small>	再任	取締役社長 社長執行役員	10回中10回 (100%)
3	小林 郁見 <small>こばやし いくみ</small>	再任	取締役 副社長執行役員	10回中10回 (100%)
4	高杉 和郎 <small>たかすぎ かずお</small>	新任	—	—
5	藤井 直樹 <small>ふじ い なおき</small>	再任	取締役 常務執行役員	8回中8回 (100%)
6	加川 浩之 <small>か がわ ひろゆき</small>	再任	取締役 常務執行役員	8回中8回 (100%)
7	三浦 康二 <small>みうら こうじ</small>	新任	常務執行役員 海外事業部長	—
8	鈴木 康弘 <small>すず き やすひろ</small>	新任	執行役員 山形支社長	—
9	阿部 俊徳 <small>あ べ としのり</small>	新任	—	—
10	三井 精一 <small>みつ い せいいち</small>	再任 社外 独立役員	取締役	10回中10回 (100%)
11	高野 恵一 <small>たか の けいいち</small>	再任 社外 独立役員	取締役	8回中8回 (100%)

(注) 藤井直樹氏、加川浩之氏および高野恵一氏の3氏の取締役会への出席状況は、2021年6月24日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

さ たけ つとむ

佐竹 勤

(1953年3月2日生)

所有する当社の株式数：20,500株



再任

**■略歴、地位および担当**

- 1975年4月 東北電力株式会社入社
- 2009年6月 同社常務取締役 お客さま本部長
- 2009年6月 当社監査役 (2012年6月退任)
- 2012年6月 当社取締役 (2013年6月退任)
- 2012年6月 東北電力株式会社取締役副社長 C S R担当、コンプライアンス推進担当、I R担当
- 2014年6月 当社取締役社長
- 2019年6月 当社取締役社長 社長執行役員
- 2021年6月 当社取締役会長

現在にいたる

**■重要な兼職の状況**

株式会社じもとホールディングス社外取締役 (2022年6月23日就任予定)

**■取締役候補者とした理由**

佐竹勤氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、広報部門や企画部門を中心とした業務経験を有し、取締役副社長を務めるなど、経営全般に精通しております。2014年6月から当社取締役社長を、2021年6月から取締役会長を務め、親会社や当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

おおた よしはる

太田 良治

(1956年1月18日生)

所有する当社の株式数：15,938株



再任

#### ■略歴、地位および担当

- 1978年 4月 当社入社
- 2011年 6月 当社執行役員 営業本部電気設備部長
- 2014年 6月 当社取締役 情報通信本部長
- 2015年 6月 当社常務取締役 営業本部副本部長兼情報通信本部長
- 2017年 6月 当社専務取締役 営業本部長、企業倫理担当
- 2018年 4月 当社取締役副社長 営業本部長、企業倫理担当
- 2019年 6月 当社取締役 副社長執行役員 営業本部長、企業倫理担当
- 2021年 6月 当社取締役社長 社長執行役員

現在にいたる

#### ■取締役候補者とした理由

太田良治氏は、当社に入社以来、電気設備部門を中心とした業務経験を有し、執行役員営業本部電気設備部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2014年6月から取締役を、2021年6月から取締役社長 社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

こばやし いくみ

小林 郁見

(1959年1月24日生)

所有する当社の株式数：7,100株



再任

#### ■略歴、地位および担当

- 1981年 4月 当社入社
- 2016年 6月 当社上席執行役員 営業本部営業企画部長
- 2017年 6月 当社常務取締役 営業本部副本部長兼東京本部長
- 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員 営業本部副本部長兼情報通信本部長兼営業企画部長
- 2020年 6月 当社取締役 常務執行役員 営業本部副本部長兼電力インフラ本部副本部長
- 2021年 6月 当社取締役 副社長執行役員 営業本部長、企業倫理担当

現在にいたる

#### ■取締役候補者とした理由

小林郁見氏は、当社に入社以来、営業企画部門や経営企画部門を中心とした業務経験を有し、上席執行役員営業本部営業企画部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2017年6月から常務取締役を、2021年6月から取締役 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **4**

たかすぎ かず お  
**高杉 和郎**

(1964年4月26日生)

所有する当社の株式数：0株



新任

■略歴、地位および担当

- 1987年4月 東北電力株式会社入社
- 2009年7月 同社お客さま本部配電部副長兼業務企画担当
- 2012年7月 同社福島支店お客さま本部（配電）配電統括リーダー
- 2014年7月 同社五所川原営業所長
- 2017年6月 同社電力ネットワーク本部配電部副部長兼企画部付次世代エネルギー推進担当
- 2018年4月 同社送配電カンパニー配電部副部長兼企画部付次世代エネルギー推進担当
- 2018年7月 同社送配電カンパニー岩手支社長
- 2020年4月 東北電力ネットワーク株式会社考査室長
- 2022年4月 東北電力株式会社グループ戦略部門部長 グループガバナンス担当

現在にいたる

■取締役候補者とした理由

高杉和郎氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、配電部門を中心とした業務経験を有し、東北電力ネットワーク株式会社の考査室長を務めるなど、業務全般に精通しております。親会社における豊富な業務経験を有していることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号 **5**

ふじい なお き  
**藤井 直樹**

(1960年6月25日生)

所有する当社の株式数：7,600株



再任

■略歴、地位および担当

- 1983年4月 当社入社
- 2016年6月 当社執行役員 営業本部空調管設備部長
- 2017年6月 当社執行役員 営業本部技術提案部長
- 2019年6月 当社常務執行役員 青森支社長
- 2021年6月 当社取締役 常務執行役員 営業本部副本部長  
兼エンジニアリング本部副本部長兼電力インフラ本部副本部長

現在にいたる

■取締役候補者とした理由

藤井直樹氏は、当社に入社以来、空調管設備部門を中心とした業務経験を有し、執行役員営業本部空調管設備部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2021年6月から取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

6

か がわ ひろゆき

加川 浩之

(1960年3月12日生)

所有する当社の株式数：2,600株



再任

#### ■略歴、地位および担当

- 1983年 4月 東北電力株式会社入社
- 2011年 6月 同社盛岡営業所長
- 2014年 6月 同社山形支店副支店長 お客さま本部長
- 2017年 6月 当社上席執行役員 総務部長
- 2019年 6月 当社常務執行役員 総務部長
- 2021年 6月 当社取締役 常務執行役員

現在にいたる

#### ■取締役候補者とした理由

加川浩之氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、総務部門を中心とした業務経験を有し、山形支店副支店長お客さま本部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2021年6月から取締役 常務執行役員を務め、親会社や当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

み づら こうじ

三浦 康二

(1961年9月9日生)

所有する当社の株式数：7,000株



新任

#### ■略歴、地位および担当

- 1984年 4月 当社入社
- 2016年 7月 当社営業本部技術提案部長
- 2017年 6月 当社執行役員 営業本部営業企画部長
- 2019年 4月 当社上席執行役員待遇 YURTEC VIETNAM CO.,LTD.取締役会長
- 2019年 6月 当社常務執行役員待遇 YURTEC VIETNAM CO.,LTD.取締役会長
- 2021年 6月 当社常務執行役員 営業本部副本部長兼海外事業部長

現在にいたる

#### ■取締役候補者とした理由

三浦康二氏は、当社に入社以来、電気設備部門を中心とした業務経験を有し、執行役員営業本部営業企画部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2019年4月から上席執行役員待遇としてYURTEC VIETNAM CO.,LTD.の取締役会長を、2021年6月から常務執行役員営業本部副本部長兼海外事業部長を務め、当社における豊富な業務経験を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **8**

すずき やすひろ

**鈴木 康弘**

(1961年5月5日生)

所有する当社の株式数：7,200株



■略歴、地位および担当

- 1986年 4月 当社入社
- 2015年 7月 当社山形支社副支社長兼総務部長
- 2017年 6月 当社経理部長
- 2019年 6月 当社執行役員 山形支社長

現在にいたる

新任

■取締役候補者とした理由

鈴木康弘氏は、当社に入社以来、経理部門を中心とした業務経験を有し、経理部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2019年6月から執行役員山形支社長を務め、当社における豊富な業務経験を有していることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 **9**

あべ としのり

**阿部 俊徳**

(1957年10月28日生)

所有する当社の株式数：0株



■略歴、地位および担当

- 1981年 4月 東北電力株式会社入社
- 2011年 6月 同社人財部長
- 2014年 6月 同社執行役員 東京支社長
- 2017年 6月 同社常務取締役 お客さま本部長
- 2018年 4月 同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー一長
- 2021年 4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 発電・販売カンパニー一長
- 2022年 4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 コンプライアンス推進担当、危機管理担当

現在にいたる

新任

■重要な兼職の状況

東北電力株式会社取締役副社長 副社長執行役員

■取締役候補者とした理由

阿部俊徳氏は、当社の親会社東北電力株式会社の取締役副社長 副社長執行役員として、電気事業の経営に携わってきた経験を有し、親会社の経営視点から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 10

みつ い せい いち  
**三井 精一**

(1942年7月11日生)

所有する当社の株式数：9,900株

社外取締役在任期間： 7年



再 任

社 外

独立役員

#### ■略歴、地位および担当

1966年 4月 株式会社振興相互銀行（現 株式会社仙台銀行）入行  
2001年 6月 同行取締役頭取  
2010年 6月 当社監査役（2015年6月退任）  
2012年10月 株式会社じもとホールディングス取締役会長（2013年6月退任）  
2013年 6月 株式会社仙台銀行取締役会長  
2014年 6月 同行相談役  
2015年 6月 当社取締役  
2019年 6月 カメイ株式会社社外取締役

現在にいたる

#### ■重要な兼職の状況

カメイ株式会社社外取締役

#### ■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三井精一氏は、株式会社仙台銀行や株式会社じもとホールディングスの経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。

また、同氏は、少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する独立の立場に立った客観的な視点で、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督を期待されております。

#### ■独立性に関する事項

三井精一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。

また、同氏は、株式会社仙台銀行の相談役であり、同行は、当社企業グループの主要な借入先の一つであります。その借入額は、当社の連結総資産の0.4%未満であります。さらに、同行との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同行の経常収益の0.2%未満であります。

加えて、同氏は、カメイ株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社および同社の連結売上高の0.1%未満であります。



候補者番号 **11**

たかの けいいち

**高野 恵一**

(1953年2月5日生)

所有する当社の株式数： 100株

社外取締役在任期間： 1年



再任

社外

独立役員

■略歴、地位および担当

- 1976年4月 日本全薬工業株式会社入社
- 2009年4月 同社取締役社長
- 2018年6月 同社取締役相談役
- 2019年6月 同社相談役 (2021年6月退任)
- 2021年4月 ゼノアックホールディングス株式会社取締役
- 2021年6月 当社取締役

現在にいたる

■重要な兼職の状況

- ゼノアックホールディングス株式会社取締役

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高野恵一氏は、動物用医薬品業界のリーディングカンパニーである日本全薬工業株式会社の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。

また、同氏は、少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する独立の立場に立った客観的な視点で、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督を期待されております。

■独立性に関する事項

高野恵一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。

また、同氏は、ゼノアックホールディングス株式会社の取締役であります。当社と同社との間には、取引関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、三井精一氏および高野恵一氏の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約では、損害賠償責任の限度額を法令で規定する額としており、両氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、阿部俊徳氏が原案どおり選任されますと、当社は、同氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
3. 当社は、佐竹勤氏、太田良治氏、小林郁見氏、藤井直樹氏、加川浩之氏、三井精一氏および高野恵一氏の7氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、高杉和郎氏、三浦康二氏、鈴木康弘氏および阿部俊徳氏の4氏が原案どおり選任されますと、当社は、4氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
4. 当社は、当社ならびに取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。また、各候補者が原案どおり選任されますと、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、独立性・客観性を確保する観点から、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議しております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者の属性	現在の当社における役職等	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	すがわら かずなり 菅原 一成	新任	常勤監査役	8回中8回 (100%)	10回中10回 (100%)
2	おの こういち 小野 浩一	新任 社外 独立役員	監査役	10回中10回 (100%)	12回中12回 (100%)
3	たかうら やすなり 高浦 康有	新任 社外 独立役員	監査役	10回中10回 (100%)	12回中12回 (100%)
4	やしま とくこ 八島 徳子	新任 社外 独立役員	監査役	8回中8回 (100%)	10回中10回 (100%)

(注) 菅原一成氏および八島徳子氏の両氏の取締役会および監査役会への出席状況は、2021年6月24日の就任以降に開催された取締役会および監査役会のみを対象としております。

候補者番号

1

すがわら かずなり

菅原 一成

(1960年1月31日生)

所有する当社の株式数：5,000株



新任

#### ■略歴、地位および担当

- 1982年 4月 東北電力株式会社入社
- 2010年 6月 同社考査室（内部統制）統括考査役
- 2012年 6月 同社秋田支店副支店長 企画管理担当兼企画部付低炭素社会推進担当
- 2013年 3月 同社秋田支店副支店長 企画管理担当兼企画部付次世代エネルギー推進担当
- 2014年 6月 同社グループ事業推進部付 TDGビジネスサポート株式会社
- 2017年 6月 同社考査室長
- 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員
- 2021年 6月 当社常勤監査役

現在にいたる

#### ■監査等委員である取締役候補者とした理由

菅原一成氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、経理部門を中心とした業務経験を有し、考査室長を務めるなど、業務全般に精通しております。2019年6月から当社取締役 常務執行役員を、2021年6月から当社常勤監査役を務め、親会社や当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、卓越した見識をもって監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である取締役候補者といたしました。



### ■略歴、地位および担当

- 2001年9月 仙台弁護士会登録
- 2004年9月 木村・小野法律事務所 パートナー
- 2014年3月 東二番丁通法律事務所 代表
- 2015年6月 当社監査役

現在にいたる

新任

### ■重要な兼職の状況

- 弁護士
- 東二番丁通法律事務所 代表

社外

独立役員

### ■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小野浩一氏は、法律の専門家としての経験および幅広い見識から、当社の経営執行等について客観的・中立的な立場で監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

また、同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

### ■独立性に関する事項

小野浩一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者として届け出ております。

また、同氏は、東二番丁通法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、取引関係はありません。

候補者番号

3

たかうら やすなり

高浦 康有

(1973年9月24日生)

所有する当社の株式数：0株

社外監査役在任期間：4年



#### ■略歴、地位および担当

- 2001年4月 名古屋商科大学総合経営学部専任講師
- 2004年4月 同大学総合経営学部助教授
- 2006年4月 東北大学大学院経済学研究科助教授
- 2007年4月 同大学大学院経済学研究科准教授
- 2018年6月 当社監査役

新任

現在にいたる

社外

#### ■重要な兼職の状況

東北大学大学院経済学研究科准教授

独立役員

#### ■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高浦康有氏は、大学准教授および経営・経済学の専門家としての豊富な経験や卓越した見識から、当社の経営執行等について客観的・中立的な立場で監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

また、同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

#### ■独立性に関する事項

高浦康有氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。

また、同氏は、東北大学大学院経済学研究科准教授であり、当社と同大学法人との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同大学法人の事業活動収入の0.1%未満であります。

候補者番号

4

やしま とくこ  
八島 徳子

(1967年3月22日生)

所有する当社の株式数：300株  
社外監査役在任期間：1年

#### ■略歴、地位および担当

- 1987年4月 宮城県入庁（1999年3月退職）
- 2006年12月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社（2014年6月退職）
- 2014年7月 八島徳子公認会計士事務所（現 八島徳子公認会計士・税理士事務所）代表
- 2021年6月 当社監査役

現在にいたる

新任

#### ■重要な兼職の状況

- 公認会計士、税理士
- 八島徳子公認会計士・税理士事務所 代表

社外

独立役員

#### ■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

八島徳子氏は、会計・税務の専門家としての経験および幅広い見識から、当社の経営執行等について客観的・中立的な立場で監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

また、同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

#### ■独立性に関する事項

八島徳子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。

また、同氏は、八島徳子公認会計士・税理士事務所の代表であります。当社と同事務所の間には、取引関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約では、損害賠償責任の限度額を法令で規定する額としており、各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を改めて締結する予定であります。
3. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を改めて締結する予定であります。
4. 当社は、当社ならびに取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。また、各候補者が原案どおり選任されますと、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



《第3号議案および第4号議案に関するご参考事項》

1. 取締役のスキル・マトリックス

第3号議案および第4号議案が承認可決された場合、当社の取締役会は、以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

氏名	監査等委員	社外/ 独立役員	取締役が有するスキル						
			企業経営/ 経営戦略	営業/ マーケティング	技術/ 安全・品質管理	法務/ リスク管理	財務/ 会計	国際性	サステナビリティ 推進
佐竹 勤			●			●		●	
太田 良治			●	●	●	●			●
小林 郁見			●	●	●			●	●
高杉 和郎					●	●			●
藤井 直樹			●	●	●				
加川 浩之			●			●			●
三浦 康二				●	●			●	●
鈴木 康弘				●			●		
阿部 俊徳			●	●		●			
三井 精一		○	●	●			●		
高野 恵一		○	●	●				●	
菅原 一成	○		●			●	●		
小野 浩一	○	○				●	●		
高浦 康有	○	○					●		●
八島 徳子	○	○				●	●		

- (注) 1. 各取締役が有するスキルのうち主なものに「●」印をつけております。  
2. 本表は、各取締役が有するすべてのスキルを表すものではありません。

## 2. 取締役候補者および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針

当社は、地域・社会との深い信頼関係を築きながら、日常の生活を支えるライフラインのトータルサポーターとして、持続的発展と企業価値の向上に努めていくこととしております。この方向性のもとで事業運営を適正に遂行していくため、取締役候補者および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針を以下のとおりとしております。

- ・人格、見識、能力、経験、倫理観などから、当社の役員として相応しい人物を候補者とする。
- ・社外取締役候補者および社外監査役候補者は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を判断する。

## 3. 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断しております。社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い見識をもとに、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現をはかれるかどうかを重視しております。また、社外監査役の選任に当たっては、社外監査役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験と卓越した見識をもって客観的・中立的な監査を実施できるかどうかを重視しております。

### 【当社における社外役員の独立性判断要件】

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立役員としております。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④最近において上記①、②または③に掲げる者に該当していた者
- ⑤就任の前10年以内のいずれかの時において次のaからcまでのいずれかに該当していた者
  - a. 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
  - b. 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
  - c. 当社の兄弟会社の業務執行者
- ⑥次のaからfまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
  - a. 上記①から⑤までに掲げる者
  - b. 当社の子会社の業務執行者
  - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
  - d. 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
  - e. 当社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 最近において前b、cまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

（注）監査等委員会設置会社への移行にあたり、第3号議案および第4号議案でご提案しております各候補者については、上記2.の方針および3.の基準を「取締役」は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」、「監査役」は「監査等委員である取締役」と読み替えのうえ準用し、選定しております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役に対する報酬等の額は、月額報酬について1991年6月26日開催の第77回定時株主総会において月額2,000万円以内、賞与について2007年6月27日開催の第93回定時株主総会において定款に定める員数枠（取締役15名以内）における上限額として年額1億円（社外取締役は支給対象外）とそれぞれご承認いただいております。（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含まない。）

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止したうえで、経済情勢等諸般の事情を考慮し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）の固定報酬（月額報酬）の総額を年額2億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）、賞与の総額を年額1億円以内（社外取締役を除く。）と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役会決議により、本招集ご通知38頁に記載しております「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決定するにあたっての方針等」を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針等に合致するものであり、また、独立性・客観性を確保する観点から、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、決定したものであり、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、引き続き11名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、経済情勢等諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額6,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、本招集ご通知39頁に記載しております「監査等委員である取締役の報酬を決定するにあたっての方針等」を監査等委員である取締役の協議により決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針等に合致するものであり、また、独立性・客観性を確保する観点から、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、決定したものであり、その内容は相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役3名）となります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈の件

及川昌洋氏、小笠原達治氏、稲妻英俊氏および長谷川久晃氏は、本総会終結の時をもって取締役を退任されます。

つきましては、退任取締役4氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で、慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案の内容は、本招集ご通知53頁に記載しております、当社取締役会が決定した「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」に合致するものであり、また、独立性・客観性を確保する観点から、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、決定したものであり、その内容は相当であると考えております。

退任取締役の略歴は、次のとおりです。

氏名	略歴
及川昌洋	2017年6月 専務取締役 2019年6月 取締役 専務執行役員 現在にいたる
小笠原達治	2017年6月 常務取締役 2019年6月 取締役 常務執行役員 現在にいたる
稲妻英俊	2019年6月 取締役 常務執行役員 現在にいたる
長谷川久晃	2019年6月 取締役 常務執行役員 現在にいたる

## 第8号議案 取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、本総会終結の時をもって、退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

つきましては、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、引き続き在任することとなります取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

その支給の時期は、各氏の取締役退任の時とし、その具体的金額、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案の内容は、本招集ご通知53頁に記載しております、当社取締役会が決定した「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」に合致するものであり、また、独立性・客観性を確保する観点から、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、決定したものであり、その内容は相当であると考えております。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
佐竹 勤	2014年6月 取締役社長 2019年6月 取締役社長 社長執行役員 2021年6月 取締役会長	現在にいたる
太田 良治	2014年6月 取締役 2015年6月 常務取締役 2017年6月 専務取締役 2018年4月 取締役副社長 2019年6月 取締役 副社長執行役員 2021年6月 取締役社長 社長執行役員	現在にいたる
小林 郁見	2017年6月 常務取締役 2019年6月 取締役 常務執行役員 2021年6月 取締役 副社長執行役員	現在にいたる
藤井 直樹	2021年6月 取締役 常務執行役員	現在にいたる
加川 浩之	2021年6月 取締役 常務執行役員	現在にいたる

## 第9号議案

### 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主のみならずとの一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期および配分については、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、引き続き11名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、次頁以降の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。



また、本議案における報酬額の上限、発行または処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、本招集ご通知53頁に記載しております「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう、当該方針を本招集ご通知38頁に記載しております「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決定するにあたっての方針等」の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮したもので、独立性・客観性を確保する観点から、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、決定したものであり、その内容は相当であると考えております。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、当社または当社子会社の役員職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した直後の時点までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めに関わらず、当社は、対象取締役が職務執行開始日からその後の最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下、「役務提供期間」という。）中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。ただし、役務提供期間中に、対象取締役が正当な事由により、上記（1）に定める地位を退任（死亡による退任を含む。）した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の定めに従い、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。



### **(3) 正当な理由以外の理由による退任時の取扱い**

上記(2)の定めに関わらず、対象取締役が譲渡制限期間中に正当な理由以外の理由により、上記(1)の定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

### **(4) 組織再編等における取扱い**

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### **(5) その他の事項**

本割当決議に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 《第5号議案、第6号議案および第9号議案に関するご参考事項》

第2号議案、第5号議案、第6号議案および第9号議案が承認可決された場合、以下の方針等を決定する予定であります。

### 【取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決定するにあたっての方針等】

#### 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、業績連動報酬としての賞与ならびに譲渡制限付株式報酬で構成する。

ただし、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとする。

#### 2. 個人別の報酬の額または算定方法の決定および支給時期に関する方針

##### (1) 固定報酬

個人別の報酬額は、中長期的な経営環境や経営方針等を総合的に勘案のうえ、役職に応じた適切な水準とし、毎月金銭にて支給する。

##### (2) 賞与

中期経営計画を踏まえた重要な指標である連結営業利益に応じて変動する報酬制度とする。

個人別の報酬額は、役職に応じた固定報酬に基づき基準額を定め、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合に応じて75%～125%の範囲内で調整することと定めた基準に基づき決定し、毎年6月の取締役の任期満了後に金銭にて支給する。

##### (3) 譲渡制限付株式報酬

個人別の支給株式数は、役職に応じた固定報酬に基づき基準額を定め、株式の割当に係る取締役会決議日の前営業日の株価に基づき決定し、取締役就任から1か月以内に取締役会で株式の割当決議を行い、当該決議日からさらに1か月以内に株式を支給する。

#### 3. 個人別の報酬の支給割合の決定に関する方針

報酬が企業価値の向上をはかるインセンティブとして有効に機能するよう、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬と業績連動報酬等（賞与および譲渡制限付株式報酬）の支給割合は、目標達成時において、それぞれ7割程度と3割程度（賞与2割程度および譲渡制限付株式報酬1割程度）とする。

ただし、社外取締役については、固定報酬のみとする。

#### 4. 個人別の報酬の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬および業績連動報酬等（賞与および譲渡制限付株式報酬）は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議した後、株主総会において承認された総額の範囲内で、取締役会の決議にて決定する。

#### 5. 決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の内容に係る決定方針は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議した後、取締役会の決議により決定する。

## 6. 株主総会の決議内容

### (1) 固定報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して  
総額で年額 2 億円以内（うち社外取締役2,000万円以内）

### (2) 賞与

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して  
総額で年額 1 億円以内

### (3) 譲渡制限付株式報酬

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して  
総額で年額5,000万円以内

### 【監査等委員である取締役の報酬を決定するにあたっての方針等】

監査等委員である取締役の報酬の内容に係る決定方針は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

- ・ 監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬としての月額報酬のみとし、毎月金銭にて支給する。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

### [株主総会の決議内容]

総額で年額6,000万円以内

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や生産に持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が残る厳しい状況となりました。

建設業界においては、公共投資が堅調に推移し、民間設備投資は持ち直しの動きがみられました。

このような状況のもと、当社は、2021年度中期経営方針（2021～2025年度）に基づき、「関東圏での収益拡大」「リニューアル営業の強化」「海外事業の強化」を基本戦略として事業拡大をはかってまいりました。

関東圏においては、成長市場に強みを持つ顧客に対する営業強化を中心とした受注戦略を実践するとともに、協力会社の体制強化などにより施工体制を構築し、収益の拡大に努めてまいりました。

リニューアル工事については、施工物件の履歴情報活用等による時宜を得たお客さまへの提案、設計・施工からメンテナンス、維持・管理までをワンストップでサービス提供するなど、受注拡大に注力してまいりました。

海外事業においては、現地子会社「YURTEC VIETNAM CO.,LTD.」に加え、中期経営方針に掲げた「成長戦略に基づく投資枠300億円」の施策の一環として、昨年6月にベトナム国大手設備エンジニアリング企業「SIGMA ENGINEERING JSC」を完全子会社化するなど、事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

また、東北各地で計画されている大型風力発電所関連工事の受注拡大、情報通信部門の5G関連工事等の受注獲得に向け、積極的に営業活動を展開してまいりました。

さらに、昨年6月には、お客さまに分かりやすい営業体制・効率的な業務推進体制の構築等を目的に本部体制を見直し、一般工事の受注拡大をはかってまいりました。

こうした取り組みに加え、働き方改革の一環として生産性向上をはかるため、デジタル化(DX)の推進や継続的な業務見直しなど、効率的な業務運営の基盤づくりにも取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の連結売上高は、再生可能エネルギー関連工事や配電線工事が増加したことに加え、第2四半期よりSIGMA ENGINEERING JSCの損益を連結したことなどにより、2,253億1千7百万円（前期比14.3%増）となりました。

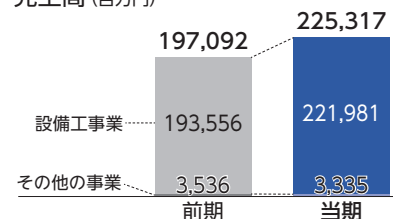
また、利益面につきましては、連結売上高の増加に加え、施工体制見直しなどによる作業効率化および生産性向上により、連結営業利益は94億9千2百万円（前期比11.9%増）、連結経常利益は100億4千万円（前期比9.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は67億円（前期比16.3%増）となりました。

#### a. 企業グループの当期売上高

（単位：百万円）

区 分	当期売上高
設 備 工 事 業	221,981
そ の 他 の 事 業	3,335
合 計	225,317

売上高 (百万円)

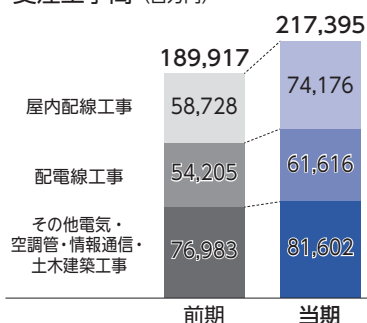


#### b. 当社の当期受注工事高・完成工事高および繰越工事高

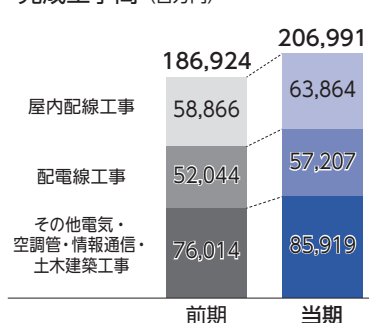
（単位：百万円）

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
屋 内 配 線 工 事	46,306	74,176	63,864	56,618
配 電 線 工 事	16,474	61,616	57,207	20,883
その他電気・空調管・ 情報通信・土木建築工事	49,055	81,602	85,919	44,738
合 計	111,836	217,395	206,991	122,240

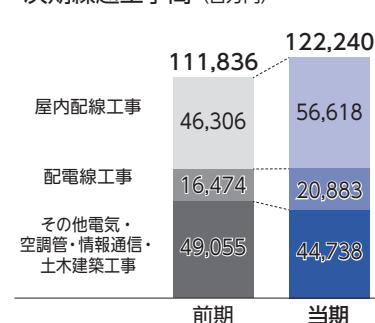
受注工事高 (百万円)



完成工事高 (百万円)



次期繰越工事高 (百万円)



## (2) 対処すべき課題

わが国経済の先行きは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じ、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり景気が持ち直していくことが期待されますが、ロシアのウクライナ侵攻等の世界情勢を背景とした原材料・エネルギー価格の上昇や為替市場の変動等による下振れリスクが懸念されます。

建設業界においては、公共投資は弱含みで推移していくことが見込まれ、民間設備投資はこのところ持ち直しの動きが見られるものの、今後の受注環境は不透明な状況であります。

このような状況のもと、当社は、2021年度中期経営方針の一部施策などを見直し、2022年度中期経営計画を策定いたしました。

東北と新潟のお客さまを基盤に「関東圏での収益拡大」「リニューアル営業の強化」「海外事業の強化」を基本戦略として、4つの力点を推進し、定量目標「2025年度（連結）売上高2,400億円・営業利益120億円、（個別）売上高2,200億円・営業利益100億円」の達成を目指してまいります。

具体的には、電気・空調管設備工事の一括受注、情報通信部門の建築付帯情報通信設備工事などの受注拡大をはかってまいります。また、お客さまの設備更新ニーズを捉えたりリニューアル営業やCO<sub>2</sub>削減に向けた技術提案を通じた受注拡大などにも積極的に取り組んでまいります。

電力インフラ設備工事においては、災害復旧対応を考慮した施工力の確保により、電力の安定供給に貢献していくとともに、2023年4月から導入される新たな託送料金制度による影響を注視しながら、一層の効率化をはかり、利益の創出に努めてまいります。

さらに、成長市場の取り込みに向け、引き続き、関東圏における営業活動、施工体制の強化による収益拡大、東北各地で計画されている大型風力発電所関連工事の受注拡大、情報通信部門の5G関連工事等の受注獲得に努めるとともに、海外では現地子会社であるYURTEC VIETNAM CO.,LTD.とSIGMA ENGINEERING JSCの連携を強化し、事業拡大をはかることとしております。

加えて、「成長戦略に基づく投資枠」の活用については、優良案件への投資を進め、当社企業グループとして事業拡大をはかってまいります。

今後とも、株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 2021年度中期経営方針（2021～2025年度）

## 中期基本目標

能動的な行動と変革への挑戦で新たな時代を築く  
～環境変化への適応とスピードある経営の実現～

## 定量目標（2025年度）

連 結		個 別		成長戦略に基づく投資枠
売上高 2,400 億円	営業利益 120 億円	売上高 2,200 億円	営業利益 100 億円	2024年度までに 300億円

## 主要施策（力点）

力点 1	グループ大での「安全・品質・信頼」の共有と実践
力点 2	地域との信頼関係強化と事業環境変化への対応 ◎東北・新潟のお客さまとの信頼関係維持・強化をベースとした事業展開 ◎東北電力ネットワークの効率化施策に対応した電力インフラ本部の収益確保
力点 3	成長分野への展開加速による企業価値の向上
力点 4	成長を支える人財の育成と業務変革の継続 ◎成長を支える人財の育成と施工体制の構築 ◎業務変革の継続による競争力強化と働き方改革への対応

### (3) 財産および損益の状況の推移

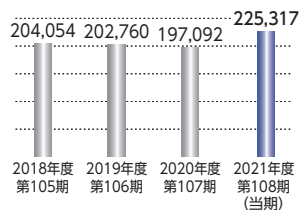
#### a. 企業グループの財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

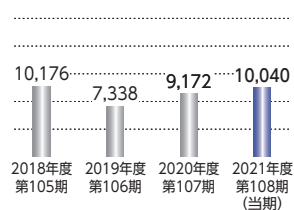
区 分	2018年度 第105期	2019年度 第106期	2020年度 第107期	2021年度 第108期 (当期)
売 上 高	204,054	202,760	197,092	225,317
経 常 利 益	10,176	7,338	9,172	10,040
親会社株主に帰属 する当期純利益	6,631	4,470	5,763	6,700
1株当たり当期純利益	92円73銭	62円51銭	80円60銭	93円70銭
総 資 産	195,444	197,050	200,116	216,016
純 資 産	115,608	118,734	123,908	129,546

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

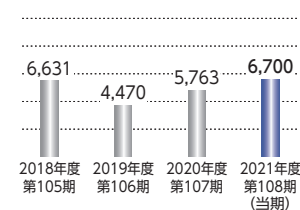
売上高 (百万円)



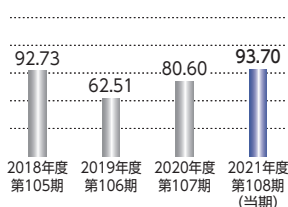
経常利益 (百万円)



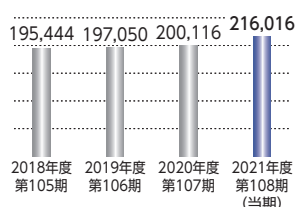
親会社株主に帰属する  
当期純利益 (百万円)



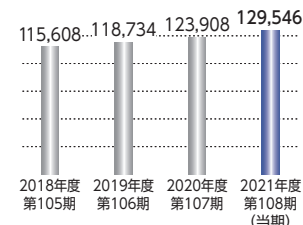
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)





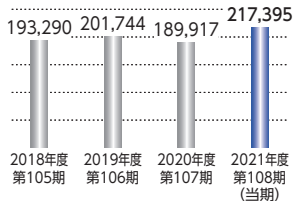
b. 当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

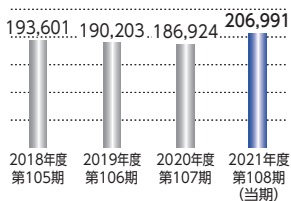
区 分	2018年度 第105期	2019年度 第106期	2020年度 第107期	2021年度 第108期 (当期)
受 注 工 事 高	193,290	201,744	189,917	217,395
完 成 工 事 高	193,601	190,203	186,924	206,991
経 常 利 益	8,501	6,078	8,004	9,535
当 期 純 利 益	5,649	3,793	5,291	6,814
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	79円00銭	53円04銭	73円99銭	95円30銭
総 資 産	170,191	172,988	175,544	185,761
純 資 産	101,101	103,358	107,321	112,701

(注) 当会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

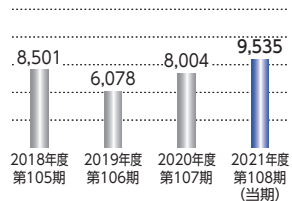
受注工事高 (百万円)



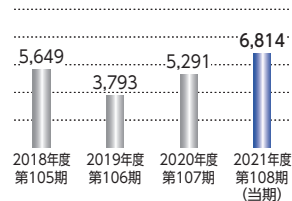
完成工事高 (百万円)



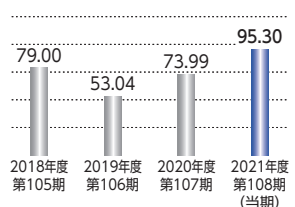
経常利益 (百万円)



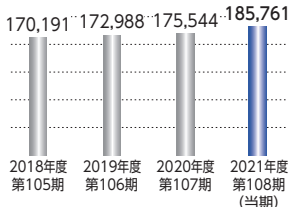
当期純利益 (百万円)



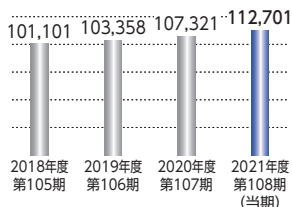
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



#### (4) 設備投資および資金調達の状況

当期における設備投資額は、42億3千9百万円であります。その主なものは、子会社である株式会社ニューリースのリース資産取得などであります。なお、リース資産取得に伴う資金は、長期借入金にて充当たしました。長期借入金による資金調達額は、30億円となっております。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### a. 親会社の状況

会社名	資本金	当社への出資比率	事業内容
東北電力株式会社	251,441百万円	41.41% (41.74%)	電気事業

(注) ( ) 内は、間接所有の割合を含めた出資比率であります。

##### b. 親会社との取引に関する事項

###### (a) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社である東北電力株式会社から設備の新增設工事および修繕工事等、同社の送配電部門を法的分離により分社化した東北電力ネットワーク株式会社から配電線および送電線工事等を受注・施工しておりますが、両社との取引条件については市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定しております。

また、当該取引を「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」に基づき、適正に実施しており、その実施状況を取締役会において、監視しております。

なお、親会社および同社が100%出資する子会社との重要な利益相反取引および異例な取引については、独立社外役員が過半数を占める「親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会」において、審議することとしております。

###### (b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、当該取引の取引条件が上記 (a) のとおりであり、かつ親会社とは人的・資本的關係があるものの、当社の事業運営にあたって独自の経営判断を妨げるほどのものではないことから、一定の独立性は確保されていると認識しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

###### (c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(d) 親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要

当社は、親会社が定める「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」に基づき、経営に関する重要な計画およびその進捗状況について同社へ報告を行うとともに、重要事項について事前に協議することとなっております。

c. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	事業内容
株式会社トークス	90百万円	100.00 %	警備業・不動産業
株式会社ニューリース	50	100.00	リース業
株式会社ユートス	35	100.00	設備工事業
株式会社ユアテックサービス	20	100.00	設備工事業
株式会社ユアテック宮城サービス	30	100.00	設備工事業
株式会社テクス福島	28	100.00	設備工事業
グリーンリサイクル株式会社	100	100.00	廃棄物処理業
株式会社アクアクララ東北	50	90.00	清涼飲料製造業
株式会社ユアソーラー富谷	100	95.00	電気事業
株式会社ユアソーラー保原	35	100.00	電気事業
株式会社ユアテック配電テクノ	30	100.00	設備工事業
株式会社ユアテック関東サービス	60	100.00	設備工事業
株式会社ユアソーラー蔵王	10	90.00	電気事業
空調企業株式会社	40	100.00	設備工事業
YURTEC VIETNAM CO.,LTD.	422万USD	100.00	設備工事業
SIGMA ENGINEERING JSC	160,000百万VND	95.00	設備工事業

- (注) 1. 有限会社ユアテックベトナムの表記をYURTEC VIETNAM CO.,LTD.に変更しております。  
2. 2021年6月11日付にて、当社ならびに連結子会社であるYURTEC VIETNAM CO.,LTD.および株式会社ユアソーラー保原は、ベトナム国 SIGMA ENGINEERING JSCの全株式を取得し、完全子会社としております。  
3. 2021年10月19日付にて、YURTEC VIETNAM CO.,LTD.は、増資を行ったことに伴い、資本金が422万USDとなりました。

## (6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

企業グループは、主な事業内容として、設備工事業、警備業、不動産業、リース業、廃棄物処理業、清涼飲料製造業、電気事業等を営んでおります。

なお、当社は、建設業法により特定建設業者（(特-29) 第1902号）および一般建設業者（(般-29) 第1902号）として国土交通大臣許可を受け、屋内電気設備工事・配電線工事・送電線工事・発電設備工事など電気工事全般、空調設備工事および給排水・衛生設備工事など管工事全般、情報通信（電気通信）工事ならびに土木・建築工事を請負施工しております。また、これらの事業のほかに測量・測水および地質調査ならびに電気機械器具および工事材料の販売を行っております。

## (7) 主要拠点 (2022年3月31日現在)

### a. 当社の主要な事業所の所在地

事業所名				所在地					
本			社	宮	城	県	仙	台	市
東	京	本	部	東	京	都	千	代	田
青	森	支	社	青	森	県	青	森	市
岩	手	支	社	岩	手	県	盛	岡	市
秋	田	支	社	秋	田	県	秋	田	市
宮	城	支	社	宮	城	県	仙	台	市
山	形	支	社	山	形	県	山	形	市
福	島	支	社	福	島	県	福	島	市
新	潟	支	社	新	潟	県	新	潟	市
北	海	道	支	北	海	道	札	幌	市
東	京	支	社	東	京	都	千	代	田
横	浜	支	社	神	奈	川	県	横	浜
大	阪	支	社	大	阪	府	大	阪	市

(注) 上記のほか、営業所等が71箇所あります。

b. 重要な子会社の本社所在地

会 社 名	本 社 所 在 地
株 式 会 社 ト ー ク ス	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 ニ ュ ー リ ー ス	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 ユ ー ト ス	宮 城 県 岩 沼 市
株 式 会 社 ユ ア テ ッ ク サ ー ビ ス	山 形 県 山 形 市
株 式 会 社 ユ ア テ ッ ク 宮 城 サ ー ビ ス	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 テ ク ス 福 島	福 島 県 郡 山 市
グ リ ー ン リ サ イ ク ル 株 式 会 社	宮 城 県 富 谷 市
株 式 会 社 ア ク ア ク ラ ラ 東 北	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 ユ ア ソ ー ラ ー 富 谷	宮 城 県 富 谷 市
株 式 会 社 ユ ア ソ ー ラ ー 保 原	福 島 県 伊 達 市
株 式 会 社 ユ ア テ ッ ク 配 電 テ ク ノ	新 潟 県 三 条 市
株 式 会 社 ユ ア テ ッ ク 関 東 サ ー ビ ス	埼 玉 県 川 口 市
株 式 会 社 ユ ア ソ ー ラ ー 蔵 王	宮 城 県 刈 田 郡 蔵 王 町
空 調 企 業 株 式 会 社	宮 城 県 仙 台 市
YURTEC VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市
SIGMA ENGINEERING JSC	ベトナム社会主義共和国ハノイ市

(注) 有限会社ユアテックベトナムの表記をYURTEC VIETNAM CO.,LTD.に変更しております。

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

a. 企業グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数			前期末比増減
	設備工事業	その他の事業	合 計	
男 性	4,681 名	356 名	5,037 名	647 名
女 性	514	60	574	106
合 計	5,195	416	5,611	753

b. 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	3,433 名	△23 名	41.9 歳	19.1 年
女 性	296	5	40.9	18.4
合 計	3,729	△18	41.8	19.1

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

企業グループの主要な借入先、借入金残高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
ベトナム投資開発銀行	3,104
株式会社七十七銀行	1,182
株式会社みずほ銀行	1,160
株式会社仙台銀行	672
TDGビジネスサポート株式会社	624

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 72,224,462株 (自己株式712,100株を含む)  
 (3) 株主数 8,111名  
 (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東北電力株式会社	29,915 千株	41.83 %
ユアテック従業員持株会	5,699	7.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,957	6.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,555	2.18
日本生命保険相互会社	1,381	1.93
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,069	1.50
株式会社七十七銀行	942	1.32
明治安田生命保険相互会社	459	0.64
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	389	0.54
JP MORGAN CHASE BANK 385781	359	0.50

- (注) 1. 当社は、自己株式712千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
 また、持株比率も自己株式を控除して計算しております。  
 2. 上記株主名の表記は、総株主通知に基づいて記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	佐 竹 勤	
取締役社長 社長執行役員	太 田 良 治	
取締役 副社長執行役員	小 林 郁 見	営業本部長、企業倫理担当
取締役 専務執行役員	及 川 昌 洋	電力インフラ本部長
取締役 常務執行役員	小笠原 達 治	I R 担当
取締役 常務執行役員	稲 妻 英 俊	東京本部長
取締役 常務執行役員	長谷川 久 晃	エンジニアリング本部長
取締役 常務執行役員	藤 井 直 樹	営業本部副本部長兼エンジニアリング本部副本部長 兼電力インフラ本部副本部長
取締役 常務執行役員	加 川 浩 之	
取締役	山 本 俊 二	東北電力株式会社 取締役副社長 副社長執行役員
取締役	三 井 精 一	カメイ株式会社 社外取締役
取締役	高 野 恵 一	ゼノアックホールディングス株式会社 取締役
常勤監査役	菅 原 一 成	
常勤監査役	山 本 雄 二	
監査役	小 野 浩 一	弁護士 東二番丁通法律事務所 代表
監査役	高 浦 康 有	東北大学大学院経済学研究科 准教授
監査役	八 島 徳 子	公認会計士、税理士 八島徳子公認会計士・税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役佐竹勤、太田良治、小林郁見、および及川昌洋は、いずれも代表取締役であります。  
 2. 取締役ならびに監査役菅原一成、高浦康有および八島徳子は、2021年6月24日開催の第107回定時株主総会において選任されました。  
 3. 取締役菅原一成、増子次郎および福井邦顕は、2021年6月24日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

4. 当事業年度中に辞任した取締役および監査役は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況	辞任日
小野寺 雄 一	常勤監査役	—	2021年6月24日
山 本 俊 二	監 査 役	東北電力株式会社 取締役副社長 副社長執行役員	2021年6月24日
	取 締 役		2022年3月31日

5. 取締役三井精一および高野恵一は、いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役小野浩一、高浦康有および八島徳子は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 取締役三井精一および高野恵一ならびに監査役小野浩一、高浦康有および八島徳子は、いずれも株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
8. 監査役小野浩一は、東二番丁通法律事務所の代表を務める弁護士であり、企業法務に精通しております。
9. 監査役高浦康有は、東北大学大学院経済学研究科の准教授であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 監査役八島徳子は、八島徳子公認会計士・税理士事務所の代表を務める公認会計士および税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係については、後記「(6) 社外役員に関する事項」に記載しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約では、損害賠償責任の限度額を法令で規定する額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役佐竹勤、太田良治、小林郁見、及川昌洋、小笠原達治、稲妻英俊、長谷川久晃、藤井直樹、加川浩之、山本俊二、三井精一および高野恵一ならびに監査役菅原一成、山本雄二、小野浩一、高浦康有および八島徳子との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、適正性確保のため、契約の締結には、社外取締役全員の賛成を条件とすること等の措置を講じております。



#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社ならびに取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しておりますが、適正性確保のため、契約の締結には、社外取締役全員の賛成を条件とすることとし、支払限度額と免責額を設定するなどの措置を講じております。

#### (5) 取締役および監査役の報酬等

##### a. 取締役の個人別の報酬等に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に関する事項について、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会における審議の後、審議の結果を踏まえて取締役会の決議を経て決定しております。その概要は、以下のとおりです。

##### 【取締役の個人別の報酬等に関する事項】

取締役の報酬は、「月額報酬」「賞与」および「退職慰労金」で構成し、以下の方針により決定しております。

- ・月額報酬および賞与は、株主総会において承認された総額の範囲内で、当社の業績に加え、中長期的な経営環境や経営方針等を総合的に勘案し、役職に応じた適切な水準とする。
- ・退職慰労金は、取締役（非常勤取締役を除く）の退任時に支給し、役員退職慰労金内規に定める基準に基づき支給額を決定する。

##### b. 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

役員区分	種類	概要	株主総会決議	決議に係る役員の員数
取締役	月額報酬	月額2,000万円以内	第77回定時株主総会 (1991年6月26日開催)	19名
	賞与	定款に定める員数枠（取締役15名以内）における上限額として年額1億円（社外取締役は支給対象外）	第93回定時株主総会 (2007年6月27日開催)	9名 (社外取締役は除く)
監査役	月額報酬	月額500万円以内	第104回定時株主総会 (2018年6月26日開催)	5名

- c. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委員の半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において、役職毎の報酬が決定方針に照らし適切であるかの審議を踏まえ、取締役会にて判断しております。

- d. 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	209 百万円 (9)	179 百万円 (9)	—	30 百万円 (—)	13 名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	47 (16)	47 (16)	—	—	6 (4)
合計 (うち社外役員)	257 (25)	226 (25)	—	30 (—)	19 (7)

- (注) 1. 上記には、2021年6月24日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名に対して支給した報酬等を含んでおります。
2. 監査役菅原一成は、2021年6月24日開催の第107回定時株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、報酬等について、取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含め記載しております。
3. 取締役1名から2021年4月以降に支給される報酬等の受給辞退の申し入れがあり、その申し入れを受け入れております。また、2021年6月24日開催の第107回定時株主総会において新たに選任された取締役1名から報酬等の受給辞退の申し入れがあり、その申し入れを受け入れております。このため、当該取締役2名については、対象となる役員の員数から除外しております。
4. 監査役1名から2021年4月以降に支給される報酬等の受給辞退の申し入れがあり、その申し入れを受け入れております。このため、当該監査役については、対象となる役員の員数から除外しております。
5. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
6. 上記のほか、2021年6月24日開催の第107回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し、5百万円支給しております。

なお、この金額には、当事業年度および過年度の事業報告において開示した退職慰労引当金の繰入額5百万円を含んでおります。

## (6) 社外役員に関する事項

### a. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取締役	三井精一	カメイ株式会社 社外取締役
	高野恵一	ゼノアックホールディングス株式会社 取締役
監査役	小野浩一	弁護士 東二番丁通法律事務所 代表
	高浦康有	東北大学大学院経済学研究科 准教授
	八島徳子	公認会計士、税理士 八島徳子公認会計士・税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役三井精一は、株式会社仙台銀行の相談役であります。同行は、当社企業グループの主要な借入先の一つであります。その借入額は、当社の連結総資産の0.4%未満であります。また、同行の間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同行の経常収益の0.2%未満であります。
2. カメイ株式会社との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社および同社の連結売上高の0.1%未満であります。
3. 国立大学法人東北大学との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同大学法人の事業活動収入の0.1%未満であります。
4. その他の重要な兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

b. 社外役員の主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

地 位	氏 名	取締役会への出席回数(出席率)	監査役会への出席回数(出席率)	発言その他の活動状況
取 締 役	三井精一	10回中10回 (100%)	— (—)	金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	高野恵一	8回中8回 (100%)	— (—)	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	小野浩一	10回中10回 (100%)	12回中12回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	高浦康有	10回中10回 (100%)	12回中12回 (100%)	大学准教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	八島徳子	8回中8回 (100%)	10回中10回 (100%)	公認会計士および税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。

(注) 取締役高野恵一の実出席率および監査役八島徳子の取締役会および監査役会への出席率は、2021年6月24日の就任以降に開催された取締役会、監査役会のみを対象としております。

(b) 社外取締役が果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	概 要
取 締 役	三井精一	<p>少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する独立の立場に立った客観的な視点で、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督を期待されております。</p> <p>当該観点から取締役会において、当社の中期経営計画や事業のリスク管理等に関して積極的な提言を行うなど、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名・報酬等諮問委員会の委員および親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会の委員長として重要な役割を果たしております。</p>
	高野恵一	<p>少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する独立の立場に立った客観的な視点で、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督を期待されております。</p> <p>当該観点から取締役会において、当社の中期経営計画や事業のリスク管理等に関して積極的な提言を行うなど、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名・報酬等諮問委員会および親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会の委員として重要な役割を果たしております。</p>

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

a. 当社が支払うべき報酬等の額	65百万円
b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記 a. の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する YURTEC VIETNAM CO.,LTD. および SIGMA ENGINEERING JSC は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人から、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、当社子会社の連結決算処理等に関する助言・指導を受けております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性などを勘案して、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>141,045</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>62,441</b>
現 金 預 金	33,000	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	32,536
預 け 金	14,250	電 子 記 録 債 務	11,442
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	73,608	短 期 借 入 金	6,268
電 子 記 録 債 権	9,509	未 払 法 人 税 等	3,586
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	3,351	未 成 工 事 受 入 金	1,927
有 価 証 券	1,000	工 事 損 失 引 当 金	529
未 成 工 事 支 出 金	1,304	役 員 賞 与 引 当 金	89
そ の 他	5,054	災 害 損 失 引 当 金	68
貸 倒 引 当 金	△33	そ の 他	5,992
<b>固 定 資 産</b>	<b>74,970</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>24,028</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>46,577</b>	長 期 借 入 金	4,794
建 物 ・ 構 築 物	19,567	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,309
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	8,566	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	170
土 地	17,924	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,780
そ の 他	518	そ の 他	1,972
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>6,937</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>86,469</b>
の れ ん	3,856	<b>純 資 産 の 部</b>	
そ の 他	3,080	<b>株 主 資 本</b>	<b>129,690</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>21,455</b>	資 本 金	7,803
投 資 有 価 証 券	11,265	資 本 剰 余 金	7,849
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,424	利 益 剰 余 金	114,413
繰 延 税 金 資 産	6,950	自 己 株 式	△376
そ の 他	963	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>△193</b>
貸 倒 引 当 金	△148	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	157
		土 地 再 評 価 差 額 金	△2,158
		為 替 換 算 調 整 勘 定	242
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,564
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>49</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>129,546</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>216,016</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>216,016</b>

# 連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		225,317
売上原価		195,933
売上総利益		29,383
販売費及び一般管理費		19,890
営業利益		9,492
営業外収益		
受取利息及び配当金	263	
受取賃貸料	225	
受取手数料	132	
為替差益	117	
その他の	141	880
営業外費用		
支払利息	245	
その他の	87	332
経常利益		10,040
特別利益		
投資有価証券売却益	330	
その他の	14	345
特別損失		
減損損失	60	
災害損失引当金繰入額	68	
固定資産撤去費	39	
その他の	41	209
税金等調整前当期純利益		10,175
法人税、住民税及び事業税		3,957
法人税等調整額		△491
当期純利益		6,710
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		6,700

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
<b>流 動 資 産</b>				<b>流 動 負 債</b>			
現 金 預 金			117,271	支 払 手 形			52,205
預 け 金			22,440	電 子 記 録 債 務			1,911
受 取 手 形			10,900	工 事 未 払 金			11,442
電 子 記 録 債 権			1,749	リ ー ス 債 務			28,947
完 成 工 事 未 収 入 金			9,509	未 払 法 人 税 等			945
有 価 証 券			61,912	未 成 工 事 受 入 金			3,145
未 成 工 事 支 出 金			1,000	工 事 損 失 引 当 金			1,681
短 期 貸 付 金			1,030	役 員 賞 与 引 当 金			478
そ の 他 金			4,142	災 害 損 失 引 当 金			45
貸 倒 引 当 金			4,614	そ の 他			68
			△28	<b>固 定 負 債</b>			20,854
<b>固 定 資 産</b>			68,490	リ ー ス 債 務			2,433
<b>有 形 固 定 資 産</b>			38,850	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債			1,309
建 物 ・ 構 築 物			18,087	退 職 給 付 引 当 金			15,415
機 械 ・ 運 搬 具			276	役 員 退 職 慰 労 引 当 金			137
工 具 器 具 ・ 備			1,053	そ の 他			1,557
土 地			16,442	<b>負 債 合 計</b>			73,059
リ ー ス 資 産			2,839	<b>純 資 産 の 部</b>			
建 設 仮 勘 定			151	<b>株 主 資 本</b>			114,702
<b>無 形 固 定 資 産</b>			1,286	資 本 金			7,803
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>			28,353	資 本 剰 余 金			7,812
投 資 有 価 証 券			11,231	資 本 準 備 金			7,812
関 係 会 社 株 式			8,222	そ の 他 資 本 剰 余 金			0
関 係 会 社 出 資 金			463	利 益 剰 余 金			99,462
長 期 貸 付 金			497	利 益 準 備 金			1,088
破 産 更 生 債 権 等			28	そ の 他 利 益 剰 余 金			98,374
長 期 前 払 費 用			46	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金			207
繰 延 税 金 資 産			6,907	別 途 積 立 金			90,600
そ の 他 金			1,101	繰 越 利 益 剰 余 金			7,566
貸 倒 引 当 金			△145	自 己 株 式			△376
				<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>			△2,000
				そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			158
				土 地 再 評 価 差 額 金			△2,158
				<b>純 資 産 合 計</b>			112,701
<b>資 産 合 計</b>			185,761	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>			185,761



# 損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		206,991
完 成 工 事 原 価		181,238
完 成 工 事 総 利 益		25,753
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,479
営 業 利 益		8,273
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	783	
受 取 賃 貸 料	322	
為 替 差 益	164	
そ の 他	194	1,464
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	148	
遊 休 資 産 諸 費 用	28	
そ の 他	26	203
経 常 利 益		9,535
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	330	
受 取 補 償 金	0	344
特 別 損 失		
固 定 資 産 撤 去 費	56	
減 損 損 失	60	
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	68	
そ の 他	24	210
税 引 前 当 期 純 利 益		9,669
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,148
法 人 税 等 調 整 額		△293
当 期 純 利 益		6,814

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社ユアテック  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

仙 台 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大倉 克俊

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユアテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユアテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社ユアテック  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

仙 台 事 務 所  
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 晶  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大 倉 克 俊  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユアテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決定書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社ユアテック 監査役会

常勤監査役 菅原 一成 ㊟

常勤監査役 山本 雄二 ㊟

監査役 小野 浩一 ㊟

監査役 高浦 康有 ㊟

監査役 八島 徳子 ㊟

(注) 監査役小野浩一、監査役高浦康有、監査役八島徳子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上



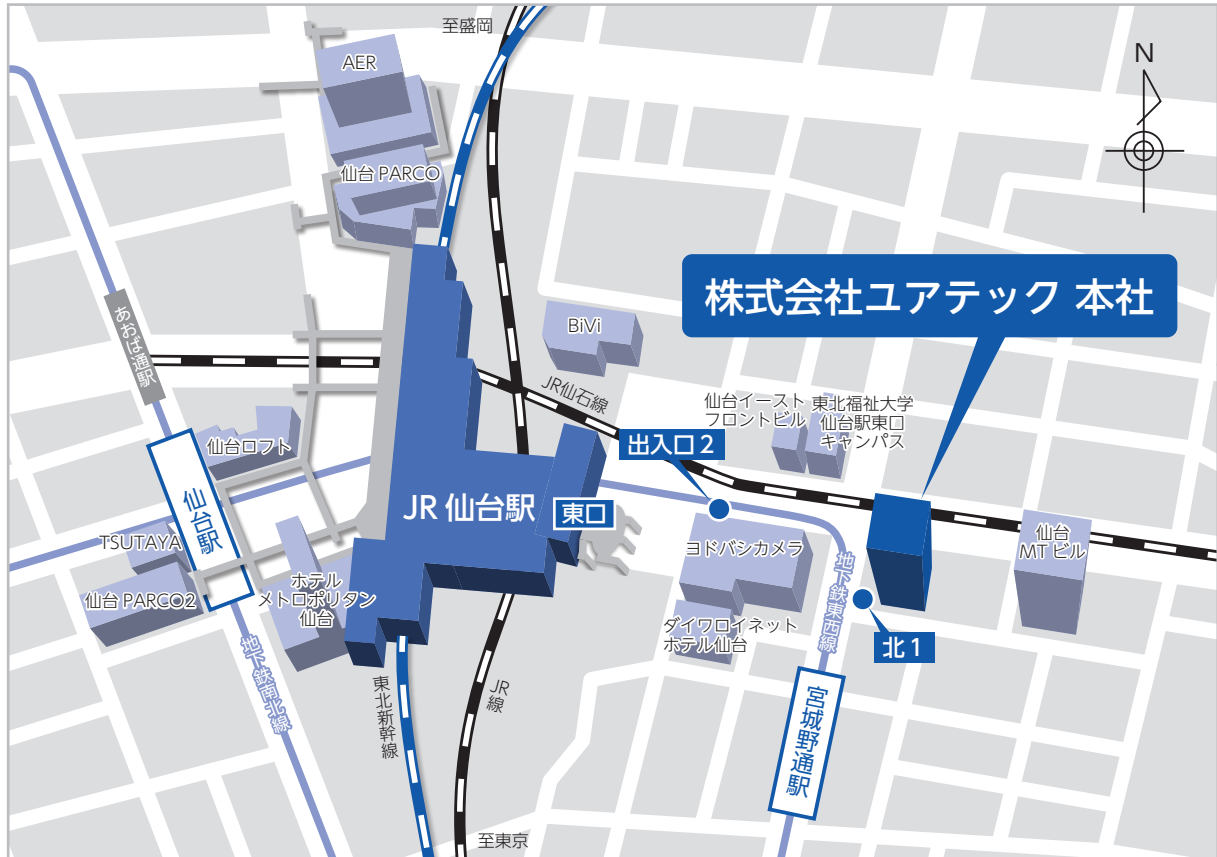






# 株主総会会場ご案内図

■ 会場 仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号 当社3階大ホール



## ■ 交通

J R 線	仙台駅……………徒歩約 7 分 ( 出口「東口」 )
	仙石線仙台駅……………徒歩約 3 分 ( 出入口2 )
地下鉄	地下鉄宮城野通駅… 徒歩約 2 分 ( 出口「北1」 )
バス	仙台駅前下車

会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮した植物油  
インキを使用しています。